

【別紙】変更点

イデックスでんき約款

変更箇所	変更前	変更後
6 需給契約の申込み	<p>(1)お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ次の事項その他この約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、以下のイ、ロに係る承認について、お客さまに承諾書の提出をお願いすることがあります。</p> <p>イ 一般送配電事業者の託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を遵守すること。</p> <p>ロ 需給契約に必要なお客さまの情報を一般送配電事業者が当社に対し提供すること。</p>	<p>(1)お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ次の事項その他この約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。<u>ただし、軽易な内容のものについては、電話等による申込みを受け付けることがあります。</u>なお、以下のイ、ロに係る承認について、お客さまに承諾書の提出をお願いすることがあります。</p> <p>イ 一般送配電事業者の託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を遵守すること。</p> <p>ロ 需給契約に必要なお客さまの情報を一般送配電事業者が当社に対し提供すること。</p>
13 契約種別	<p>契約種別は、次のとおりといたします。</p> <p>イデックスでんきファミリープラン</p> <p>イデックスでんきビジネスプランA</p> <p>イデックスでんきビジネスプランB</p>	<p>契約種別は、次のとおりといたします。</p> <p>①イデックスでんきファミリープラン</p> <p>②イデックスでんき夜トクプラン</p> <p>③イデックスでんきビジネスプランA</p> <p>④イデックスでんきビジネスプランB</p>
13 契約種別 イデックスでんきファミリープラン	<p>イデックスでんきファミリープラン</p> <p>(1)適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、イおよびロに該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(3)契約電流</p> <p>イ 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金・電力量料金は、契約電流または契約容量、その 1 月の使用電力量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	<p>①イデックスでんきファミリープラン</p> <p>(1)適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、イおよびロに該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電流が <u>10</u> アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(3)契約電流</p> <p>イ 契約電流は、<u>10</u> アンペア、15 アンペア、20 アンペア、<u>30</u> アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金・電力量料金は、契約電流または契約容量、その 1 月の使用電力量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>

変更箇所	変更前				変更後																																																							
	<table border="1" data-bbox="295 140 1158 339"> <tr> <td>契約電流 30A</td> <td>866 円 05 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40A</td> <td>1, 154 円 74 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50A</td> <td>1, 428 円 84 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60A</td> <td>1, 697 円 11 銭</td> </tr> </table>				契約電流 30A	866 円 05 銭	契約電流 40A	1, 154 円 74 銭	契約電流 50A	1, 428 円 84 銭	契約電流 60A	1, 697 円 11 銭	<table border="1" data-bbox="1243 140 2114 488"> <tr> <td>契約電流 10A</td> <td>288 円 68 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 15A</td> <td>433 円 02 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 20A</td> <td>577 円 37 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 30A</td> <td>866 円 05 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40A</td> <td>1, 154 円 74 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50A</td> <td>1, 428 円 84 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60A</td> <td>1, 697 円 11 銭</td> </tr> </table>				契約電流 10A	288 円 68 銭	契約電流 15A	433 円 02 銭	契約電流 20A	577 円 37 銭	契約電流 30A	866 円 05 銭	契約電流 40A	1, 154 円 74 銭	契約電流 50A	1, 428 円 84 銭	契約電流 60A	1, 697 円 11 銭																														
契約電流 30A	866 円 05 銭																																																											
契約電流 40A	1, 154 円 74 銭																																																											
契約電流 50A	1, 428 円 84 銭																																																											
契約電流 60A	1, 697 円 11 銭																																																											
契約電流 10A	288 円 68 銭																																																											
契約電流 15A	433 円 02 銭																																																											
契約電流 20A	577 円 37 銭																																																											
契約電流 30A	866 円 05 銭																																																											
契約電流 40A	1, 154 円 74 銭																																																											
契約電流 50A	1, 428 円 84 銭																																																											
契約電流 60A	1, 697 円 11 銭																																																											
	<p data-bbox="309 563 450 587">ロ 電力量料金</p> <p data-bbox="309 611 913 635">電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="333 651 1184 995"> <thead> <tr> <th></th> <th>最初の 120kWh までの 1kWh につき</th> <th>120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき</th> <th>300kWh を超える 1kWh につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 30A</td> <td>17 円 01 銭</td> <td>21 円 72 銭</td> <td>23 円 01 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40A</td> <td>16 円 79 銭</td> <td>21 円 72 銭</td> <td>23 円 52 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50A</td> <td>16 円 79 銭</td> <td>21 円 72 銭</td> <td>23 円 52 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60A</td> <td>16 円 62 銭</td> <td>21 円 72 銭</td> <td>23 円 52 銭</td> </tr> </tbody> </table>					最初の 120kWh までの 1kWh につき	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	300kWh を超える 1kWh につき	契約電流 30A	17 円 01 銭	21 円 72 銭	23 円 01 銭	契約電流 40A	16 円 79 銭	21 円 72 銭	23 円 52 銭	契約電流 50A	16 円 79 銭	21 円 72 銭	23 円 52 銭	契約電流 60A	16 円 62 銭	21 円 72 銭	23 円 52 銭	<p data-bbox="1249 563 1391 587">ロ 電力量料金</p> <p data-bbox="1249 611 1854 635">電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1279 651 2148 1142"> <thead> <tr> <th></th> <th>最初の 120kWh までの 1kWh につき</th> <th>120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき</th> <th>300kWh を超える 1kWh につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10A</td> <td>17 円 19 銭</td> <td>22 円 46 銭</td> <td>25 円 11 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 15A</td> <td>17 円 19 銭</td> <td>22 円 46 銭</td> <td>25 円 11 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 20A</td> <td>17 円 19 銭</td> <td>22 円 46 銭</td> <td>25 円 11 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 30A</td> <td>17 円 01 銭</td> <td>21 円 72 銭</td> <td>23 円 01 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40A</td> <td>16 円 79 銭</td> <td>21 円 72 銭</td> <td>23 円 52 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50A</td> <td>16 円 79 銭</td> <td>21 円 72 銭</td> <td>23 円 52 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60A</td> <td>16 円 62 銭</td> <td>21 円 72 銭</td> <td>23 円 52 銭</td> </tr> </tbody> </table>					最初の 120kWh までの 1kWh につき	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	300kWh を超える 1kWh につき	契約電流 10A	17 円 19 銭	22 円 46 銭	25 円 11 銭	契約電流 15A	17 円 19 銭	22 円 46 銭	25 円 11 銭	契約電流 20A	17 円 19 銭	22 円 46 銭	25 円 11 銭	契約電流 30A	17 円 01 銭	21 円 72 銭	23 円 01 銭	契約電流 40A	16 円 79 銭	21 円 72 銭	23 円 52 銭	契約電流 50A	16 円 79 銭	21 円 72 銭	23 円 52 銭	契約電流 60A	16 円 62 銭	21 円 72 銭	23 円 52 銭
	最初の 120kWh までの 1kWh につき	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	300kWh を超える 1kWh につき																																																									
契約電流 30A	17 円 01 銭	21 円 72 銭	23 円 01 銭																																																									
契約電流 40A	16 円 79 銭	21 円 72 銭	23 円 52 銭																																																									
契約電流 50A	16 円 79 銭	21 円 72 銭	23 円 52 銭																																																									
契約電流 60A	16 円 62 銭	21 円 72 銭	23 円 52 銭																																																									
	最初の 120kWh までの 1kWh につき	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	300kWh を超える 1kWh につき																																																									
契約電流 10A	17 円 19 銭	22 円 46 銭	25 円 11 銭																																																									
契約電流 15A	17 円 19 銭	22 円 46 銭	25 円 11 銭																																																									
契約電流 20A	17 円 19 銭	22 円 46 銭	25 円 11 銭																																																									
契約電流 30A	17 円 01 銭	21 円 72 銭	23 円 01 銭																																																									
契約電流 40A	16 円 79 銭	21 円 72 銭	23 円 52 銭																																																									
契約電流 50A	16 円 79 銭	21 円 72 銭	23 円 52 銭																																																									
契約電流 60A	16 円 62 銭	21 円 72 銭	23 円 52 銭																																																									
<p data-bbox="85 1185 264 1310">13 契約種別 イデックスでんき 夜トクプラン</p>	<p data-bbox="320 1185 383 1209">(追加)</p>				<p data-bbox="1249 1185 1585 1209">② イデックスでんき夜トクプラン</p> <p data-bbox="1249 1233 1413 1257">(1) 適用範囲</p> <p data-bbox="1283 1281 2130 1361">イ この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。</p> <p data-bbox="1305 1385 1861 1409">(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。</p> <p data-bbox="1305 1433 2130 1457">(ロ) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力</p>																																																							

変更箇所	変更前	変更後
		<p>の合計が原則として 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ この需給契約条件に定める契約種別から他の契約種別に需給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この需給契約条件を適用いたしません。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力</p> <p>イ 契約主開閉器および契約負荷設備</p> <p>契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ロ 契約設備電力</p> <p>(イ) 契約設備電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき別表 3 (契約電力等の算定方法) に準じて算定いたします。この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。</p> <p>(ロ) (イ)によりがたい場合は、契約負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。</p> <p>(ハ) 契約設備電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p>

変更箇所	変更前	変更後														
		<p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次の i. の係数を乗じて得た値の合計に ii. の係数を乗じて得た値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 3（契約電力等の算定方法）に準じて算定し、ii. の係数を乗じないものといたします。</p> <p>i. 契約負荷設備のうち最大の入力のものから</p> <table border="1" data-bbox="1283 571 2092 719"> <tbody> <tr> <td>最初の 2 台の入力につき</td> <td>100 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 2 台の入力につき</td> <td>95 パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のものの入力につき</td> <td>90 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii. i. によって得た値の合計のうち</p> <table border="1" data-bbox="1283 772 2092 970"> <tbody> <tr> <td>最初の 6 キロワットにつき</td> <td>100 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 14 キロワットにつき</td> <td>90 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 30 キロワットにつき</td> <td>80 パーセント</td> </tr> <tr> <td>50 キロワットをこえる部分につき</td> <td>70 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 3（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 季節区分、休日平日区分および時間帯区分</p> <p>イ 季節区分は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) 春季</p> <p>毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいいます。</p> <p>(ロ) 夏季</p> <p>毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。</p>	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント	次の 2 台の入力につき	95 パーセント	上記以外のものの入力につき	90 パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント	次の 14 キロワットにつき	90 パーセント	次の 30 キロワットにつき	80 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント
最初の 2 台の入力につき	100 パーセント															
次の 2 台の入力につき	95 パーセント															
上記以外のものの入力につき	90 パーセント															
最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント															
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント															
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント															
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント															

変更箇所	変更前	変更後
		<p>(ハ) 秋 季 毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間をいいます。</p> <p>(ニ) 冬 季 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。</p> <p>ロ 休日平日区分は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) 休 日 土曜日 日曜日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 1 月 2 日 1 月 3 日 4 月 30 日 5 月 1 日 5 月 2 日 12 月 30 日 12 月 31 日</p> <p>(ロ) 平 日 休日以外の日をいいます。</p> <p>ハ 時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) 昼 間 時 間 毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。</p> <p>(ロ) 夜 間 時 間 毎日午前 0 時から午前 8 時までおよび午後 10 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。</p> <p>(6) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円</p>

変更箇所	変更前	変更後															
		<p>を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、契約電力に応じ 1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(イ) 契約電力が 10 キロワット以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1301 493 2112 544"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>1,571円40銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 契約電力が 10 キロワットをこえる場合</p> <table border="1" data-bbox="1301 595 2112 695"> <tr> <td>1 契約につき最初の 15 キロワットまで</td> <td>4,190円40銭</td> </tr> <tr> <td>上記をこえる 1 キロワットにつき</td> <td>523円80銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。ただし、(7)（使用電力量の算定等）ロ の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。</p> <p>(イ) 昼間時間</p> <p>昼間時間の使用電力量のうち、休日平日別の使用電力量について、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1301 1158 2157 1356"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th>夏季および 冬季料金</th> <th>春季および 秋季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時に つき</td> <td>休日 20円25銭</td> <td>平日 22円85銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 夜間時間</p> <table border="1" data-bbox="1301 1409 2157 1460"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>12円62銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	1,571円40銭	1 契約につき最初の 15 キロワットまで	4,190円40銭	上記をこえる 1 キロワットにつき	523円80銭			夏季および 冬季料金	春季および 秋季料金	1 キロワット時に つき	休日 20円25銭	平日 22円85銭	1 キロワット時につき	12円62銭
1 契約につき	1,571円40銭																
1 契約につき最初の 15 キロワットまで	4,190円40銭																
上記をこえる 1 キロワットにつき	523円80銭																
		夏季および 冬季料金	春季および 秋季料金														
		1 キロワット時に つき	休日 20円25銭	平日 22円85銭													
1 キロワット時につき	12円62銭																

変更箇所	変更前	変更後
		<p>(7) 使用電力量の算定等</p> <p>イ 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。この場合、昼間時間の休日平日別の使用電力量は、休日平日ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間の休日の使用電力量の合計と昼間時間の平日の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。</p> <p>ロ 夜間蓄熱型機器の計量等</p> <p>技術上、経済上やむをえない場合は、別表7（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、当社は、原則として、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。</p> <p>なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>(8) その他</p> <p>イ この需給契約条件に定める契約種別の適用後1年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。</p> <p>ロ (7)（使用電力量の算定等）ロにいう電気の供給をしゃ断する装置は、43（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>ハ 契約設備電力を新たに設定し、または契約設備電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を消滅させ、または(4)（契約電力）により契約電力を減少しようとする場合は、39（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)に準ずるものといたします。この場合、39（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)にいう契約電力を新たに設定し、または増加</p>

変更箇所	変更前	変更後				
		<p>された日は、契約設備電力を新たに設定し、または増加された日とし、契約電力を減少される日は、(4) (契約電力) により契約電力を減少しようとする日といたします。</p> <p>ニ 契約設備電力を増加されるときは、Ⅷ (工事費の負担) の各項において、契約電力を増加されるものとみなします。</p>				
<p>13 契約種別</p> <p>イデックスでんき ビジネスプラン B</p>	<p>(追加)</p>	<p>(5) 季節区分</p> <p>季節区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 夏季</p> <p>毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>ロ その他季</p> <p>毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p>				
<p>20 各種割引</p>	<p>(3) 契約継続割引</p> <p>イデックスでんきファミリープラン、イデックスでんきビジネスプラン A をご契約のお客さまで、かつ当社との契約期間が12か月を超えて継続しているお客さまには、12か月を超えた翌月以降、12か月ごとに、以下の割引を行います。</p> <p>イデックスでんきビジネスプラン B のご契約は、期間の算定および料金割引の対象といたしません。</p> <table border="1" data-bbox="338 927 1162 978"> <tr> <td data-bbox="338 927 920 978">1月の電力量料金より</td> <td data-bbox="920 927 1162 978">500円</td> </tr> </table>	1月の電力量料金より	500円	<p>(3) 契約継続割引</p> <p>イデックスでんきファミリープラン、イデックスでんき夜トクプラン、イデックスでんきビジネスプラン A をご契約のお客さまで、かつ当社との契約期間が12か月を超えて継続しているお客さまには、12か月を超えた翌月以降、12か月ごとに、以下の割引を行います。イデックスでんきビジネスプラン B のご契約は、期間の算定および料金割引の対象といたしません。</p> <table border="1" data-bbox="1283 927 2107 978"> <tr> <td data-bbox="1283 927 1865 978">1月の電力量料金より</td> <td data-bbox="1865 927 2107 978">500円</td> </tr> </table>	1月の電力量料金より	500円
1月の電力量料金より	500円					
1月の電力量料金より	500円					
<p>43 計量器等の 取付け</p>	<p>(1) 料金の算定上必要な計量器およびその付属装置（計量器箱、通信装置等をいいます。）は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、とくに多額の費用を要する場合は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。</p> <p>(2) 計量器およびその付属装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと一般送配電事業者との協議によって定めます。</p> <p>(3) 計量器およびその付属装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。</p>	<p>(1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の2次配線ならびに計量器の読みを遠隔検針する場合の通信装置および通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、契約電力等に応じて一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、計量器の情報等を伝送するために一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。</p> <p>なお、お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。</p>				

変更箇所	変更前	変更後
	<p>(4) 一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。</p> <p>(5) お客さまの希望によって計量器およびその付属装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費をお客さまから申し受けます。</p>	<p>(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまと一般送配電事業者との協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取付けたときには、お客さまと一般送配電事業者との協議により、あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。</p> <p>(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。</p> <p>(4) 一般送配電事業者は、計量器の情報等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。</p> <p>(5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。</p>
54 お客さまに係る個人情報の利用	(3) 前項の定めによるほか、当社は、お客さまに係る個人情報について、「個人情報の取扱いについて」に定めるところにより、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります。	(3) 前項の定めによるほか、当社は、お客さまに係る個人情報について、 <u>プライバシーポリシー</u> に定めるところにより、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

附則

変更箇所	変更前	変更後
1 この約款の実施期日	この約款は、2017年6月1日から実施いたします。	この約款は、2017年7月1日から実施いたします。

変更箇所	変更前	変更後
4 夜間蓄熱型機器を使用されるお客さまについての特別措置	(追加)	<p>(1) 13 (契約種別) イデックスでんき夜トクプラン契約条件適用の際、現に毎日午前1時から午前6時まで以外の時間において、一般送配電事業者が適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断している夜間蓄熱型機器は、当面の間、13 (契約種別) イデックスでんき夜トクプラン (7) (使用電力量の算定等) ロ にかかわらず、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。なお、当社は、供給設備の状況により、通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>(2) (1)の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。</p>

別表

変更箇所	変更前	変更後
3 契約電力等の算定方法	イデックスでんきビジネスプランA (3)イまたはイデックスでんきビジネスプランB (4)イの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100パーセントといたします。) を乗じます。	イデックスでんき夜トクプラン 4(2)イ、イデックスでんきビジネスプランA (3)イまたはイデックスでんきビジネスプランB (4)イの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100パーセントといたします。) を乗じます。
7 夜間蓄熱型機器	(追加)	<p>(1) 夜間蓄熱型機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。</p> <p>(2) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。</p> <p>イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合</p> <p>ロ 8 (使用電力量の算定等) (2)の場合で、当社が当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合</p> <p>(3) 夜間蓄熱型機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(4) 当社は、夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p>